

## Q&A 国民健康保険料

Q1. 今年の4月から国民健康保険に加入したが、送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっている。4・5月分は払わなくていいの。

A. 保険料は4月分から翌年3月分までの12カ月間にかかる金額を、6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。そのため、4・5月も保険料はかかりますが、実際の納付は6月以降になります。

Q2. 既に会社の健康保険に加入しているが、平成30年度保険料の納入通知書が送られてきた。どうしたらいいの。

A. 国民健康保険の喪失手続きができていない可能性があります。国民健康保険から他の健康保険に変更した場合は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。次のものを持参し、保険課までお越しください。

喪失手続きの完了後、手続きをした翌月中旬に、現在の健康保険に加入するまでの保険料を計算し、納入通知書を送付します。

持現在加入している健康保険の保険証、国民健康保険の保険証、印鑑、マイナンバーカードまた

はマイナンバー通知カード、写真入りの本人確認書類など

注5月末までに国民健康保険の喪失手続きをした人には、現在の健康保険に加入するまでの保険料を通知していますので、納付をお願いします。

Q3. 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなるの。

A. 督促状や催告書を送付します。さらに滞納を続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。

また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金や財産の差押えに至る場合がありますので、早めに保険収納課に相談してください。

Q4. 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいの。

A. 特別な事情がある場合、保険料の納付方法の相談ができますので、保険収納課へ問い合わせください。

なお、災害などに遭われたことや、平成29年中と比べて平成30年の収入が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課への申請により保険料が減免される場合があります。

## ご注意ください

市民の皆さんに対し、保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」とコンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする電話が頻発しています。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。



## 納付方法

### ①口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む市委託契約先金融機関)の指定口座から毎月27日(土・日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とします。ただし、12月と2月は25日です。口座振替での納付は、安心・確実です。金融機関および保険収納課窓口で申し込みができますので、ぜひ利用してください。

### ②自主納付

金融機関、郵便局やコンビニエンスストアでの納付

### ③年金からの天引き(特別徴収)

以下3要件の全てにあてはまる人は原則として年金からの天引きによる徴収(特別徴収)となります。

▽年額18万円以上の年金を受給していること

▽国保加入者が全て65歳以上75歳未満であること

▽介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えないこと

注年金天引きとなっている世帯の人で、過去の保険料を完納している場合は、口座振替による納付も選択することができます。

## 平成30年度 国民健康保険料が決定

平成30年度の国民健康保険料納入通知書を平成29年中の所得金額に基づいて計算し、6月中旬ごろに各世帯に郵送します。

国民健康保険料は基礎賦課(医療)分、後期高齢者支援金等賦課(後期)分、介護納付金(介護)分(40歳以上65歳未満の人のみ)に区分され、医療分と後期分については、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分については、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となり、原則として、平成30年6月から平成31年3月までの10回に分けて納付してください。

なお、災害などに遭われたことや、平成29年中に比べて平成30年の収入が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課への申請により保険料が減免される場合があります。

## 保険課・保険収納課からのお知らせ

保険料の額や計算方法

問 保険課 TEL 06-6992-1545

納付の相談

問 保険収納課 TEL 06-6992-1537

平成30年度 守口市国民健康保険 保険料率

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.98%	27,311円	29,668円	54万円
後期分	2.69%	9,178円	9,970円	19万円
介護分	2.32%	17,062円	0円	16万円

### 保険料の計算(例)

### 設定条件

- ①国保加入人数 4人(うち2人は40歳~64歳)
- ②平成29年中の国保世帯全員の所得金額 240万円

### ステップ①

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の各々の年間保険料を計算します。

#### 医療保険分保険料

平成29年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】( 2,400,000円 - 330,000円 ) × 7.98/100			= 165,186円……………(ア)
1人当たり 均等割額			
【被保険者均等割】 27,311円 × 4人			= 109,244円……………(イ)
【世帯別平等割】 世帯単位で賦課される保険料額			29,668円……………(ウ)
医療保険分の年間保険料 (ア) 165,186円 + (イ) 109,244円 + (ウ) 29,668円			= 304,098円……………(エ)

#### 後期高齢者支援金分保険料

平成29年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】( 2,400,000円 - 330,000円 ) × 2.69/100			= 55,683円……………(オ)
1人当たり 均等割額			
【被保険者均等割】 9,178円 × 4人			= 36,712円……………(カ)
【世帯別平等割】 世帯単位で賦課される保険料額			9,970円……………(キ)
後期高齢者支援金分の年間保険料 (オ) 55,683円 + (カ) 36,712円 + (キ) 9,970円			= 102,365円……………(ク)

#### 介護保険分保険料

平成29年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】( 2,400,000円 - 330,000円 ) × 2.32/100			= 48,024円……………(ケ)
1人当たり 均等割額 40歳~74歳の人数			
【被保険者均等割】 17,062円 × 2人			= 34,124円……………(コ)
介護保険分の年間保険料 (ケ) 48,024円 + (コ) 34,124円			= 82,148円……………(サ)

### ステップ②

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

#### 年間国民健康保険料

医療保険分(エ)	後期高齢者支援金分(ク)	介護保険分(サ)	年間国民健康保険料
304,098円	+ 102,365円	+ 82,148円	= <b>488,611円</b>

### ステップ③

実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

#### 各月の国民健康保険料

【6月分】	<b>48,862円</b>
【7月分~3月分】	<b>48,861円</b>